

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 4 日（金）第 631 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 2
○建築士法施行細則の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 2

告 示

- 水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱（※）（環境林務課取扱い） 3
○森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令（森づくり推進課取扱い） 4
○漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更（水産振興課取扱い） 4
○まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 4
○液化石油ガスの販売事業者の認定（消防保安課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 5
○政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 5

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第60号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則（平成 5 年鹿児島県規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 自然保護課（奄美世界自然遺産室を含む。）の表 6 の項を次のように改める。

6 鹿児島 県ウミガ メ保護条 例（昭和 63年鹿児 島県条例 第 6 号。 以下この 項中「条 例」とい う。）の施 行に関す る事務	(1) ウミガメ の保護を図 るための施 策の策定 （条例2①）				○							
	(2) ウミガメ の捕獲等の 許可及び許 可の条件の 付加（条例 5）					○						
	(3) 国等の行 うウミガメ の捕獲等の 協議（条例					○						

7)											
(4) 許可に関する報告の徴収及び立入検査の実施（条例 8 ①）				○							
(5) ウミガメの捕獲等を行う者に対する行為の中止並びに原状回復及び代替措置の命令（条例 9 ①）				○							

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第61号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第14条中「及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金及び」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託（同法第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により知事以外の者の認可を受けたものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第18条の 4 の表根拠規定の欄中「附則第10条第 2 項」を「附則第 9 条の 3 第 2 項」に、「附則第10条第14項」を「附則第 9 条の 3 第14項」に改める。

別記第54号様式中「第78条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされる金銭」を「第78条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金」に改める。

別記第81号様式の 3 中「附則第10条第16項」を「附則第 9 条の 3 第14項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第18条の 4 及び別記第81号様式の 3 の改正規定並びに附則第 3 項の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、その他の規定は公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正前の鹿児島県税条例施行規則第14条第 2 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、同号の規定は、なおその効力を有する。

（旧様式の使用）

3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則別記第54号様式及び別記第81号様式の 3 により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第62号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式の 3 中

2	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	写 真 貼付欄	を
3	性 別				
4	登 録 種 別	二級建築士 ・ 木造建築士			
5	登 録 番 号	第 号			
6	登 録 年 月 日	年 月 日			
7 講習受 講習履歴	講習の種別				
	修了年月日	年 月 日			
	修了証番号	第 号			
8	変 更 年 月 日	年 月 日			
9	変 更 の 理 由				

2	登 録 種 別	二級建築士 ・ 木造建築士		写 真 貼付欄	に
3	登 録 番 号	第 号			
4	登 録 年 月 日	年 月 日			
5 講習受 講習履歴	講習の種別				
	修了年月日	年 月 日			
	修了証番号	第 号			
6	変 更 年 月 日	年 月 日			
7	変 更 の 理 由				

改め、同様式備考 1 中「7 欄」を「5 欄」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の建築士法施行細則別記第 3 号様式の 3 により作成されている用紙は、当面の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第466号

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱

水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成 8 年鹿児島県告示第92号）の一部を次のように改正する。

第23条第 3 項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。
- 2 改正後の水俣病総合対策医療事業実施要綱第23条第 3 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に受けた療養又はサービス（同条第 2 項に規定する療養又はサービスをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に受けた療養又はサービスについては、なお従前の例による。

鹿児島県告示第467号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

県全域

(2) 期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，姶良市，薩摩郡，出水郡，姶良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
--	----------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1 の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から 2 週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第468号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第 9 項の規定により，鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第469号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
9,700 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	7,800 トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

鹿児島県告示第 470 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 名称
秋元ガス株式会社
- 2 代表者の氏名
代表取締役 秋元耕一郎
- 3 所在地
鹿屋市田崎町 717 番地
- 4 認定年月日
令和 7 年 6 月 26 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 27 号

平成 24 年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2 の表に次のように加える。

239	サービス付高齢者向け住宅アロハ	始良市平松 1251 番地
-----	-----------------	---------------

3 の表に次のように加える。

23	障害者支援施設薩来園	薩摩川内市入来町副田 6539-1
----	------------	-------------------

鹿児島県選挙管理委員会告示第 28 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体、法第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
谷口ゆうだい後援会	谷口 雄大	谷口 雄大	南さつま市加世田唐仁原6037	令和 7 年 5 月 20 日
寺田ひさし後援会	寺田 久志	寺田 久志	熊毛郡屋久島町一湊321	令和 7 年 5 月 13 日
なかの伸一後援会	中野 伸一	山野 利高	曾於郡大崎町永吉4214番地	令和 7 年 5 月 9 日
松ノ下いずみ後援会	金子 悦子	松ノ下 幸人	曾於市財部町下財部5924－4	令和 7 年 5 月 27 日
屋久島チェンジ隊あまたつ絵美子後援会	天辰 絵美子	天辰 絵美子	熊毛郡屋久島町小瀬田8－15	令和 7 年 5 月 19 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党東支部	林 誠治	主たる事務所の所在地	出水郡長島町鷹巣1656－2	出水郡長島町鷹巣1769－1	令和 7 年 5 月 7 日
		代表者の氏名	林 誠治	林 義明	
		会計責任者の氏名	瀬戸口 博昭	溝口 優作	
自由民主党鹿児島県バス支部	岩崎 芳太郎	会計責任者の氏名	鳩野 浩一郎	改元 秀男	令和 5 年 6 月 21 日
自由民主党鹿児島市支部	岩重 礼	代表者の氏名	岩重 礼	柴立 鉄平	令和 7 年 5 月 14 日
		会計責任者の氏名	中元 克明	奥山 嘉次郎	
自由民主党国分支部	鎌田 善政	主たる事務所の所在地	霧島市国分敷根141	霧島市国分松木町14－7	令和 7 年 4 月 17 日
		代表者の氏名	鎌田 善政	小松 久男	
自由民主党長島支部	古田 一博	主たる事務所の所在地	出水郡長島町指江399－1	出水郡長島町城川内2750－1	令和 7 年 5 月 7 日
		代表者の氏名	古田 一博	中屋 修	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
あいこう真一後援会	愛甲 真一	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町根占川北1283番地1	肝属郡南大隅町根占川南3245－1	令和 7 年 5 月 1 日
石畑ひろし後援会	福元 祐義	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町根占山本5638	肝属郡南大隅町根占川北1282－1	令和 7 年 5 月 1 日

いちき串木野市医師連盟	新山 豪一	代表者の氏名	新山 豪一	花牟禮 康生	令和 6 年 6 月 28 日
鹿児島県印刷産業政治連盟	岩重 昌勝	主たる事務所の所在地	鹿児島市平之町 7 - 22 - 102号	鹿児島市西千石町12-27	令和 6 年 10月11日
鹿児島県建築士事務所政治連盟	外村 選	会計責任者の氏名	徳永 崇大	東野 幸史良	令和 7 年 4 月 25 日
鹿児島県司法書士政治連盟	池田 浩明	代表者の氏名	池田 浩明	田畑 正明	令和 7 年 5 月 23 日
		会計責任者の氏名	原田 裕介	岩崎 憲司	
鹿児島県社会保険労務士政治連盟	江口 俊彦	代表者の氏名	江口 俊彦	山崎 智健	令和 7 年 5 月 23 日
		会計責任者の氏名	東畑 悦子	宮崎 玲子	
たてやま秀樹後援会	川畑 満英	主たる事務所の所在地	薩摩郡さつま町 求名 683番地	薩摩郡さつま町 求名 3680番地	令和 7 年 5 月 9 日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
うるしま政人後援会	日置市吹上町花熟里 1697-3	漆島 政人	令和 6 年12月31日
高友会	鹿児島市本城町1898-1	脇田 高德	令和 6 年12月25日
わきた高德後援会	鹿児島市本城町1898-1	脇田 高德	令和 6 年12月25日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
谷口 雄大	谷口 雄大	南さつま市議会議員	谷口ゆうだい後援会	南さつま市加世田唐仁原6037	令和 7 年 5 月 20 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
脇田 高德	高友会	令和 6 年12月25日